

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年11月19日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 子どもの権利保障の初めの一歩として～
全ての親が暴力の特徴を知ること
- 2 多摩市気候非常事態宣言下、何を優先すべきか
～レンガ坂の街路樹から考える

答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年11月19日	No. 11
	午前10時35分	

項目別質問内容

1 子どもの権利保障の初めの一步として～全ての親が暴力の特徴を知ること

コロナ禍、第6波が懸念されていますが、緊急事態宣言が解除され表向き、だいぶ緊張がほぐれた日常生活がおこなわれています。しかし、コロナが終息したわけではないので、私たちは、まだまだ、人と人との距離間に相当気を遣っています。そして、そのことが、子育て家庭をより孤立させているのも事実ではないでしょうか？専門家は、虐待、或いは、虐待とは言い切れない、不適切な関わり（マルトリートメント）の増加を危惧しています。このような関わりは、子どもの心身に悪影響を及ぼすことを、福井大の友田明美教授らが研究で明らかにしています。

私たちは議員研修で、弁護士の坪井節子先生をお呼びして、10月に虐待について多くを学びました。

又、死にたいという気持ちや、つらさが抑えられずに、電車内で無差別傷害事件なども起きましたが、事件を起こしている方の中には、子ども期に、家庭環境等に恵まれない、つらさを抱えた人たちがいると、坪井先生に限らず、多くの専門家の方々から聞きます。犯したことは、許されませんが、その背景に何が合ったのかを辿ると理解出来ることが多いのも事実なのです。このような、親を選べない、親ガチャなどの言葉もある中で、私たちが直ぐにでも出来ることはないかと思いを要望します。

- (1) 親を追い詰めることにならないように配慮しつつ、全ての親に、知識として、暴力の特徴など伝えることは重要と考えますが、いかがでしょうか？
- (2) 誰もが不安な時やイライラすると、弱い立場の方に暴力は向かい易くなります。このようなことを知っていることでSOSが出し易くなり、親も子どもも、守られ易くなると思いますが、ご見解をお聞きます。
- (3) 知識を伝える場として、パパママ学級や保育園や幼稚園などの個人面談などの機会を利用できないでしょうか？

2 多摩市気候非常事態宣言下、何を優先すべきか
～レンガ坂の街路樹から考える

2021年11月13日、英国グラスゴーで行われた、COP26の成果文書では「世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追及することを決意

項目別質問内容

する」と明記されました。しかし、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんは会議の形骸化を批判し、環境 NGO の「WWF ジャパン」の小西雅子さんは「現在の各国の温室効果ガスの削減目標を達成したとしても『1.5 度』は実現できないと分析されているので、2030 年に向けた目標の上積みが必要」と指摘しました。このような中、私たちの暮らしは、あらゆる見直しを迫られるのではないのでしょうか？多摩市が、昨年、気候非常事態宣言を市と市議会共同で出した意義は、非常に大きいと感じますが、今後、この宣言をより多くの市民に浸透させ、活用する必要があります。

ところで、近年、台風や集中豪雨などの深刻な自然災害が相次ぎ、街路樹が倒れ危険である、又、樹木の維持管理はお金がかかる、ということが市の認識にあると感じます。しかし、一方、多発する自然災害の背景には、地球温暖化、気候変動があり、その対策として、街路樹を大きく育もうという戦略を進める都市もあります。

そのことを踏まえ以下質問します。

- (1) まず、初めに、改めて街路樹とは何か？どのような役割を持つべきなのか？お聞きします。
- (2) 所管は異なりますが、公園の樹木と街路樹の違いをお聞きします。
- (3) アメリカなどでは街路樹の存在は、景観、生態系、健康に良いとされることから、土地の価値が上がり土地価格も上がるなど、樹木の維持管理費の 3 倍の効果があるとのデータもありますが、市のご見解を伺います。
- (4) コロナの第 5 波がようやく落ち着いたことで、市民の方も地域のことに関心を持てるようになったおかげで、多摩センターのレンガ坂のユリノキの伐採について住民の方から心配の声が出ています。住民は、何故、心配するのでしょうか？お考えをお聞きします。
- (5) 今後、レンガ坂改修に対して、市として対応の変更など、なされるのか伺います。
- (6) この気候非常事態宣言下において、レンガ坂のユリノキ伐採後、別の苗木を植える場合、木陰によるヒートアイランド現象の回避や CO2 削減などの視点から空白期間が生じないように、環境部と対応を考えるべきと思いますが、お考えを伺います。

項目別質問内容

- (7) 街路樹についての考え方、計画については、今や、地球温暖化対策の視点は欠かせないと思いますが、どのように、いつ、どこで、整理がされるのか、お聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年11月19日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策について
- 2 多摩市の介護について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年11月19日	No.12
	午前11時55分	

項目別質問内容

<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策について</p> <p>我々人類は今、新型コロナウイルス感染症という未知の敵と対峙しているところです。新規感染者数については、市民国民の努力や協力による三密回避やマスク着用や手洗いうがいなどの行動変容の変化や医療関係者をはじめとする各専門家の勇気ある対応と英知を結集した不断の尽力、また行政機関によるワクチン接種をはじめとする感染症対策など、多くの力が合わさった結果ある程度の落ち着きを見せてきているところではありますが、新たな変異株が確認されるなどもあり、いまだ終息に至る段階ではありません。当初はウイルス感染症のためその変異によって弱毒化するのではないかといった予測もありましたが、その予測は人の都合や希望的観測に依存した誤った認識であったことは、その後のデルタ株への変異などが明確に示しています。もちろん今後変異によって弱毒化する可能性がないわけではありませんが、まだどうなるかわからないというのが現状の科学的見解であり、それは更なる感染力の高まりについても、備えていく必要のあることを示しているものです。幸いなことにいったん落ち着きを見せている今だからこそ、感染症への対策について、将来に向けて今何をすべきか、情報を共有し市民と行政が同じ方向を向きともに歩いていくために、以下質問します。</p> <p>(1) これまでの多摩市の感染症対策についての評価と、今後の新型コロナウイルス感染症の影響の予測について、市のお考えをお聞かせください。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症は、いまだ治療法や治療薬が確立したのではなく、現段階においてはワクチン接種が最も有効な感染症対策の一つとなっています。これから接種が進められていくであろう、追加（3回目）接種や子どもたちへの接種、その他これから1回目の接種を希望する人への対応等について、市の考えと進捗を伺います。また、ワクチン接種においてはアレルギーがあることを不適合の理由とすることがありますが、不適合となるアレルギーや疾患とはどのようなものなのか、具体的な説明を求めます。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症への対策は、子どもたちの普通の日常生活であったものへの影響も少なくなかったと思います。学校行事等の感染症対策の影響と今後の見込み、また感染症対策全般における子どもたちの発育への影響とその解決策について、市のお考えを伺います。</p>
<p>2 多摩市の介護について</p> <p>現在国においても介護職員の処遇改善に向けて具体的な支援策を検討されているところですが、多摩市においても将来に向かって要介護者の増加や現役世代の減少による介護職員の更なる不足が懸念されているところです。市</p>

項目別質問内容

民が年齢を重ねても安心して生活ができる多摩市を目指し、以下質問します。

- (1) 国の介護保育看護職員賃金上げが報道されていますが、現在の進捗について伺います。また、賃金待遇だけでなく、事務負担軽減も介護基盤整備のためには欠かすことができません。市のお考えと今後の方向性について伺います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症によるかかりまし経費の補助が9月30日をもって終了しました。いまだ猛威を振るう感染症への対応が迫られる介護現場への更なる支援が必要だと感じますが、市のお考えはいかがでしょうか。
- (3) 現在65歳以上を高齢者とし、また75歳以上を後期高齢者として市の計画が進められていると思いますが、これから更なる高齢化が進行したとき、例えば85歳以上といった方々への別の対応も必要になるのではないかと思います。市のお考えを伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年11月19日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 共生社会の実現～見えない障がい高次脳機能障害があっても、安心してらせる多摩市に～

答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年11月19日	No.13
	午前8時55分	

項目別質問内容

1 共生社会の実現～見えない障がい高次脳機能障害があっても、安心してくらせる多摩市に～

高次脳機能障害とは、脳梗塞などの病気や交通事故などの外傷が原因となり脳に何らかの損傷が生じるものです。原因の約8割は脳卒中、次いで約1割は頭部外傷、残りの1割は脳腫瘍、脳炎などさまざまな病気によって引き起こされます。予防が可能な原因疾患は限られていますが、脳卒中は高血圧などの生活習慣病を基盤にして起こることが多いと言われてい

ます。

高次脳機能障害の症状には、

- ① 新しいことを覚えたり、思い出すことができない記憶障害
 - ② いま必要なことに対して注意・集中することが出来ない注意障害
 - ③ 計画的・効率的に行動、臨機応変な対応ができない遂行機能障害
 - ④ 行動や感情を状況に合わせてコントロールできない社会的行動障害
 - ⑤ 「話す」「聞く」「読む」「書く」ことができない失語症
 - ⑥ 自分の半側の空間にあるものに気づきにくくなる半側空間無視
- があり、それらは症状のごく一部です。また脳の損傷部位によっては、様々な症状が組み合わせて出てくることもあります。

さて、東京都医師会は高次脳機能障害の特徴を

- ① 外見上障がいが目立たない。
 - ② 本人自身も障がいを十分に認識できていないことがある。
 - ③ 障がいは診察場面や入院生活よりも、在宅での日常生活、特に社会生活場面で出現しやすいため、医療スタッフに見落としされやすい。
- と三つ挙げています。

「見えない障がい」ゆえに理解されにくく、当事者や家族はより一層苦しさを抱えて心の問題を生じることもあります。また中途障害なので、以前はできていた事も上手くいかず、ショック、混乱や悲しみ、そして不安や絶望の中におり、周りの支えは不可欠です。「障害受容なんて、それは悟りの境地ほどの高みにあるのかもしれない」という当事者の言葉は重みを感じます。

2001年厚生労働省は定義がはっきりしない高次脳機能障害についての診断基準を作り、医療から福祉まで連続したケアを行うことで社会復帰を目的とした、高次脳機能障害支援モデル事業を実施しました。定義がなかったことで病気や外傷の治療はされても、高次脳機能障害への医療ケアが十

項目別質問内容

分ではなかった、高次脳機能障害が障害として認められてなかった当事者団体は大きな期待を寄せましたが、高次脳機能障害の実態に即した制度ではなく、精神障害の中に含まれた落胆は大きいものがありました。そのため社会的認知度は低いままで、社会的ケアも十分だとは言えない状況です。高次脳機能障害について少しでも可視化され、家族や当事者への理解が深まり、障がいがあっても歳をとってもともに生きる社会を目指し、以下質問致します。

(1) 実態について

- ①市が把握している高次脳機能障がい者の実態をうかがいます(人数、年齢、障がい者手帳の級、就労の有無、18歳未満の子どもの有無、家族会に加入している人の人数など)。
- ② 2012年の第2回定例会において向井かおりの一般質問に対し「平成16年に家族会の立ち上げの支援や、在宅障がい者デイサービスの利用対象者に、手帳を所持していない高次脳機能障がい者を加えました。また、職員が東京都等の高次脳機能障害の研修会に参加し、研さんしているところです。」、また2016年の第一回定例会の市長の所信及び市の基本方針で「高次脳機能障害について、相談体系を強化するとともに、関係機関との連携による支援体制の強化にも取り組みます」と述べています。それらを改めて確認するとともに、その後、どのように対応を拡充してきたかがいます。
- ③ 市民への理解を拡げ本人の気付きを促し、ともに共生社会を目指すうえで啓発事業は極めて重要です。これまでの事業の実績と今後の考え方についてうかがいます。

(2) 高次脳機能障害は突然生じる障がいです。家族の生活も大きな影響を受けることから、家族にもサポートが必要です。

- ①高次脳機能障害はどの年代でもなり得ます。保護者が当事者の場合、子ども視点での家族への支援はどのようなものがあるのでしょうか。
- ②当事者が世帯主である場合、働き続けられるかは本人に留まらず家族にとっても大きな不安です。高次脳機能障害の程度にもよりますが、回復したから仕事をするケースよりも、仕事が回復につながるケースが多いと聞いています。多摩市は2017年に多摩市障がい者就労支援センター「なちゅーる」を設置したり、「多摩市就労ガイドブック」を通じて障がい者の就労を支援していますが、精神障害者保健福祉手帳の取得者が増えている中、働く場の創出がさらに求められています。

項目別質問内容

一事業者として「ハートフルオフィス」事業を開始、採用を重ねてきた多摩市の今後の展開について伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①高次脳機能障害者の人数、年齢、障がい者手帳の級、就労の有無、18歳の子どもの有無、家族会に加入している人の人数
- ②65歳未満で介護保険を利用している脳血管疾患の方の年代別の人数。
- ③の一ま、あんど、なちゅーるの利用者と高次脳機能障害者利用者数。
- ④「障がい者と共にひとときの和」の交流内容、巡回している学校、年間計画。過去5年。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年11月19日

多摩市議会議員 いいじま 文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 市制50周年行事等についての総括
- 2 小学生のランドセル症候群について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年11月19日	No.14
	午前11時46分	

項目別質問内容

1 市制 50 周年行事等についての総括
<p>今年度は多摩市制 50 周年。11 月 3 日には、記念式典や 40 年前に永山北公園に埋められたタイムカプセルの開封式もありました。市内各所で市制 50 周年をお祝いする催しがあったと聞きます。しかし、一方で、市制 50 周年をご存じない方、市制 50 周年であることは知っていても、どのような記念行事が行われているのかご存じないという方の声も少なからず頂戴しました。</p> <p>多摩市は、市制 50 周年という、この大きな節目を、市民の皆さまとともに迎え、市民の皆さまと一緒に、お祝いをすることができているのでしょうか。</p> <p>まだ年度途中でありますが、多摩市が市制 50 周年として取り組んできた内容、まだこれから取り組んでいく内容、それらをどのように市民の皆さまへ周知してきたのか、そもそもどのような気持ちで市制 50 周年をお祝いしようと考えていたのか、多摩市となった 1971 年から現在に至るまで、本市の発展のために様々な方が関わってこられました。そのような方々に対して、どのような思いをもって市制 50 周年行事等に取り組んできたのか、等、多摩市の市制 50 周年行事等の内容、取り組むにあたっての考え方をお聞かせください。</p>
2 小学生の「ランドセル症候群」について
<p>重いランドセルが原因で、小学生の身体や心にまで不調をきたす「ランドセル症候群」というものがあるという話を聞くことがあります。なかには、小学生の 3 人に 1 人が「ランドセル症候群」に陥っているのではないかと、という専門家もいるようです。過去、多摩市議会においても、小学生のランドセルが重すぎる問題が取り上げられてきましたが、それ以降、どのように改善されているのかを含めて、改めてお伺いします。</p> <p>(1) 平成 30 年 9 月 6 日付で、文部科学省から全国の教育委員会等に宛てて、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通知が出されました。それ以降、多摩市教育委員会、市内の各小学校は、どのように対応してきたのでしょうか。</p> <p>(2) 文部科学省の通知から 3 年が経過しましたが、「ランドセルが重すぎる」という声をいまだに耳にします。市内の各小学校での現在の状況はどうでしょうか。今後に向けての対策はあるのでしょうか。</p> <p>(3) そもそも、小学生はランドセルを使用しなければならないのでしょうか。また、市内の小学校で、小学生がランドセル以外のカバン・リュック等を使用している例があれば、その割合など状況を教えていただけないでしょうか。</p> <p>(4) ランドセル工業会の調査結果によれば、ランドセルの 2021 年モデル</p>

項目別質問内容

の平均相場は 55,339 円です。10 年前の 2011 年のランドセルの平均相場は 36,500 円であり、この 10 年間で約 2 万円近くも上昇し、平均相場が 50% 以上も高騰している状況です。2 人の子供がいれば、ランドセルだけで 10 万円以上ということになります。子育て中の各家庭での経済的負担がこれだけ増してきている点について、市としては、どのようにお考えになっているか、お伺いします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2021年11月16日

多摩市議会議員 小林憲一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1. 市民との共同で、「子ども食堂」「フードバンク」を含む「子どもへの食の支援」事業を進化させよう！
2. いまこそ「学校給食の完全無償化」にふみだそう！
…「義務教育は無償とする」（憲法第26条第2項）を具現化するために、東京都と市の責任で
3. 都民の居住空間のすぐ隣で、米軍の軍事訓練が日常적으로おこなわれている異常を放置せず、当該住民と連帯してやめさせよう！
…特に、①横田基地でのCV22 オスプレイの特殊訓練と、②都心での超低空飛行訓練に関連して

答弁者

市長・教育委員会等

受付	令和 3年11月16日	No.15
	午前 9時 3分	

項目別質問内容

1. 市民との共同で、「子ども食堂」「フードバンク」を含む「子どもへの食の支援」事業を進化させよう！

「子どもの貧困」問題を解決する1つのアプローチとして、「子ども食堂・誰でも食堂」や「フードバンク」の試みが、市民団体や社会福祉協議会の事業として展開され、その解決に寄与しています。多摩市でも、市民団体によって14の子ども食堂・誰でも食堂が運営され、多摩市社会福祉協議会のもとで、「たま食ネット」というゆるやかなネットワークもできています。

また、多摩地域全体をエリアとする「フードバンクTAMA」によって、これら子ども食堂・誰でも食堂に食品の提供がおこなわれています。

私は、フードバンクや子ども食堂について、2017年の第4回定例会の一般質問で取り上げ、そのさい、多摩市における現状について、次のように指摘しました。

「多摩市でも、個人や団体の手によって、フードバンクあるいは子ども食堂の取り組みがおこなわれていますが、運営主体の方たちが運営するに当たって、おしなべて、①財政基盤がぜい弱、②スタッフが不足、③食料を保管する場所、設備（倉庫、冷蔵庫、冷凍庫など）がない、あるいは不足、④食品を無償提供してくれる団体（企業など）、個人が少ない、⑤無償提供してもらった食品を無償で支援団体に渡す仕組み、支援団体が必要とする個人に手渡す仕組みなどがうまく構築できていないなどの課題を抱えているのではないのでしょうか。

その課題の解決のところに自治体がうまく関与できる仕組みはないのでしょうか。フードバンク活動にかかわって、自治体という公権力を持つ団体が関われる可能性には、次のようなものがあると思います。

1つは食べられるのに「廃棄してしまうことになる」食品の実態を、その気になれば把握できる立場にあるということ。もう一つは経済的困窮によって食べることがままならない人々の実態を、その気になれば把握できる立場にあるということです。

実際の具体的な『食品ロスと生活困窮者の存在』を結ぶ『つなぎ役』は、NPOなど『フードバンク活動の運営主体』が行うにしても、個々のNPOなどでは、今挙げた食品ロスの全体像、『生活困窮者の存在』の全体像を把握することは困難です。自治体が時には公権力を行使して、全体を俯瞰して必要な情報を提供することで、フードバンク活動を支援する形が可能ではないかと考えます。」と。

この指摘は、4年後の現在でも、通用すると思いますし、子ども食堂やフードバンクの果たす役割は、コロナ禍もあり、ますます重要になっていると考えます。

当時の指摘について、市長は、次のように答弁しています。

「……市民団体等が主体的に取り組むフードバンクなどについても、ご指摘の5つの課題をはじめ、市民団体ゆえの多くの課題があるものと思います。特に食品を扱うフードバンクや、それらの食品の活用による生活等の支援活動については、衛生管理や食品の取り扱い責任などの課題も加わります。市としては、社会福祉協議会のフードドライブ活動の支援とあわせ、関連する市民団体等のネットワークづくりや情報提供、イベント等での協力など、側面的支援を

項目別質問内容

続けてまいります。なお、国や都においても、こうした活動への支援策について検討されている状況もありますので、今後、市として可能な支援策については、引き続き検討してまいりたいと思います。」として、「5つの課題」があることを肯定したうえで、「側面的支援を続けてまいります」「市として可能な支援策については、引き続き検討してまいりたい」としています。

これをふまえて、今回、あらためて、以下のように市長の見解を質します。

- (1) 「子どもへの食の支援」に関して、14の子ども食堂・誰でも食堂、「たま食ネット」、多摩市社会福祉協議会は、どのように活動を展開しているのでしょうか？ また、これに多摩市は、どのように関わっているのでしょうか？ 市長の見解をお答えください。
- (2) 4年前の一般質問でも指摘した「5つの課題」それぞれについて、どのような支援策が講じられ、どのような解決がなされたのでしょうか？ 市長の見解をお答えください。また、「5つの課題」のなかで、どの課題の解決が差し迫っていると認識しているか？ 併せてお答えください。
- (3) 多摩市として、「子どもへの食の支援」という事業について、どのように展開していくべきか？ そのグランド・デザインを描くことが必要と思います。来年4月からは、(仮称)「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活動を推進する条例」が施行されます。この条例の理念を具体化することでもあります。この必要性、内容について、市長の見解をお答えください。

2. いまこそ「学校給食の完全無償化」にふみだそう！…「義務教育は無償とする」（憲法第26条第2項）を具現化するために、東京都と市の責任で

当たり前のように実施されている「学校給食費の自己負担制度」をあらため、完全無償にすべきという政策と運動が、戦後、長きにわたっておこなわれています。

この政策と運動には、いくつかの理論的根拠があります。1つは、いうまでもなく、憲法上において、子どもたちの権利として位置づけられているということです。直接的には、憲法第26条（教育を受ける権利、教育の義務）の第2項「……義務教育は、これを無償とする」に基づく権利であり、また、同第13条の「幸福追求権」、また同第25条の「生存権」などに基づく権利でもあります。

2つめには、日本政府が1994年に批准し発効した「子どもの権利条約」です。第3条「子どもの最善の利益」、第6条「生命への権利、生存・発達の確保」でしっかりと謳われています。

3つめには、国連のSDGs（持続可能な開発目標）の第2目標「飢餓をゼロに」で「飢餓を終わらせて、食料の安定確保と栄養改善を狙います」とあり、これは「子どもたちをふくめ、みんなが栄養のある食べ物を、十分に食べられるようにしよう」ということです。

項目別質問内容

近年では、子どもの貧困の深刻化、顕在化とともに、「学校給食の無償化」の必要性がますます高まっています。本議会でも、複数の会派によって、その必要性が指摘されてきたと承知しています。

文部科学省が実施した「学校給食の無償化」に関する調査（2017年度実施、2018年公表）では、全国1,740の自治体で、完全無償化を実施している自治体は、小学校・中学校ともが76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体で計82自治体、そのほか、第2子以降、第3子以降など一部無償化、食材費への一部補助などを実施している自治体は424自治体となります。

これら実施自治体の多くは町村で、いわゆる過疎地が多いというのが実態であり、本市のように都市部で実施している自治体は、残念ながら、たいへん少ないのが実態です。都市部では、対象人数が、相対的に多く、毎年支出することになる経常経費となると、財政的に、おいそれと実施できなという事情があると考えます。また、「子どもの貧困への対応」ということであれば、就学援助制度でカバーできているという考え方もあります。

しかし、憲法第26条をはじめ、個人の基本的な権利の尊重、とりわけ子どもたちの幸せに生きる権利、学ぶ権利を、完全に、例外なく、無条件で実現するという原点に立ち返って考えるならば、「就学援助制度」でカバーするというのは、いささか無理があります。

第一に、就学援助制度には、当然のことながら所得制限があり、どこかで線を引かなければなりません。1円の違いで、制度を利用できるかどうかが決まってしまう。第二に、就学援助費は、実費が給食費に充当されており、保護者が勝手に流用はできないしくみになってはいますが、子どもたちを権利の主体者として位置づけたものではありません。

憲法、子どもの権利条約、そしてSDGsに基づく子どもたち自身の固有の権利の保障という観点から、少なくとも、方向性としては、学校給食は無償化の方向に向かうのがスジだと考えます。本市としての財政的負担をどう考えるか？ということですが、私は、国と東京都の制度として実施するのがスジだと考えます。そのことを、国や東京都に求め、それが実現するまでの間、せめて、いくつかの自治体で実施されているような「一部無償化」を、ぜひ検討し実現していただきたいと考えます。

そして、これら施策は、本市として、子どもの貧困への具体的な支援、子育て世帯への具体的な支援となり、このことに真剣に取り組んでいる自治体だという明確なメッセージを発信するということになると思います。

以上をふまえて、以下、市長および市教育委員会の見解を質します。

- (1) 「学校給食の完全無償化」という方向性について、前文で指摘したような憲法・子どもの権利条約・SDGs上の子どもの権利の具現化という観点もふまえて、市長及び市教育委員会の見解をお聞かせください。
- (2) 「学校給食の完全無償化」を実施するにあたって、その財政負担を国や東京都に求めることについて、市長及び市教育委員会の見解をお聞かせください。

項目別質問内容

(3)「学校給食の完全無償化」が実施されると、給食費の徴収にあたっての事務負担、費用負担がなくなることになりますが、そのメリットについて、市長及び市教育委員会の見解をお聞かせください。

(4)「学校給食費の自己負担」を一部軽減することについて、検討することができるかどうか、市長及び市教育委員会の見解をお聞かせください。

(5)憲法第26条第2項で「義務教育の無償」が謳われながら、実際には、有償となっている事項が、学校給食費のほかにも存在します。これらについて、将来に亘って、どうすべきと考えるか？ 市長及び教育委員会の見解をうかがいます。

3. 都民の居住空間のすぐ隣で、米軍の軍事訓練が日常的におこなわれている異常を放置せず、当該住民と連帯してやめさせよう！…特に、①横田基地でのC V22 オスプレイの特殊訓練と、②都心での超低空飛行訓練に関連して

2018年、米軍横田基地に米空軍のC V22 オスプレイが5機配備され、米軍は、さらに2024年ごろをメドに10機に増やす計画で、今年7月には6機目が配備されました。空軍仕様のC V22 オスプレイは、敵地に低空で侵入する特殊作戦を任務としているため、横田基地周辺では夜間の飛行訓練が急増し、危険なパラシュート降下訓練もおこなわれています。機体に備えられた機関銃の銃口を市民に向けたままの飛行を繰り返していることも目撃されています。

さらに、東京では、米軍ヘリコプターによる都心上空での低空飛行が常態化しています。東京都庁45階の展望台からほぼ水平方向に撮影された写真によって、約200メートルの高さで飛んでいることがわかりました。日本の航空法は、住宅密集地では300メートル以上での飛行を義務づけているのに、米軍機はお構いなしです。日米地位協定によって航空法の適用を除外されているからです。しかも、米軍が都心上空を訓練空域に設定していたことが、米軍側の資料で明らかになりました。日本政府は抗議一つしようとしておらず、とても独立国とは言えない状況です。何も抗議しないという点では、小池百合子都知事も同様です。

都民が暮らしている横で、また上空で、日常的に軍隊が軍事訓練をしているという状況は、やはり異常ではないでしょうか？ 残念ながら、沖縄県では、このことが日常茶飯事になっているわけですが、首都・東京でも、同様の事態になっています。こういう「異常」を放置することはできないという立場で、以下、市長の見解を質します。

(1)都民のくらしのすぐ隣で、軍隊の軍事訓練がおこなわれていること自体が異常だと考えますが、市長の見解をうかがいます。もし、横田基地や都心上空での米軍の軍事訓練という個別のことには、答えられないということであれば、一般論でよいので、お答えください。

項目別質問内容

(2)「異常事態は異常事態だ」として、東京の基礎的自治体として、東京都や国に声を上げていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①「質問1―(1)」に関わって、「子どもへの食の支援」に関して、多摩市社会福祉協議会及び多摩市の関わりの一覧表。
- ②「質問1―(2)」に関わって、「5つの課題」のこの4年間の前進面の一覧表。
- ③「質問2―(2)」に関わって、「学校給食の完全無償化」を実施した場合に必要な歳出額（2021年度ベースで）。
- ④「質問2―(3)」に関わって、給食費の徴収にあたっての事務負担、経費負担の内容。
- ⑤「質問2―(4)」に関わって、第2子以降、給食費を免除した場合の歳出額（推計）。
- ⑥「質問2―(5)」に関わって、市内公立小中学校において保護者の費用負担が発生する事項の一覧表。